# 政 策 - 1 - (1) - - B

### 1.政策及び15年度重点施策等

	政策	個人投資家の参加拡大(外国為替証拠金取引について)
_	15 年度 重点施策	外国為替証拠金取引への対応
	参考指標	外国為替証拠金取引への対応状況

### 2.政策の目標等

	法定任務	円滑な金融等
	基本目標	我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること
_	重点目標	多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっている こと及び証券市場への資金の流れが拡大すること

## 3.政策の内容

現在、外国為替証拠金取引は、取引に関する法律がなく、業者に対する登録義務や勧誘行為等に対する規制がないことから、取扱業者と顧客との間でトラブルが急増してきたところであります。外国為替証拠金取引をめぐる現下の諸問題への適切な対応を図るため、必要な措置を講ずるほか、「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方」等について、金融審議会において検討を行うこととしました。

### 4.現状分析及び外部要因

外国為替証拠金取引の現状について

最近、外国為替証拠金取引に関する取扱業者とのトラブルが急増し裁判にまでなるケースがあるほか、外国為替証拠金取引を装った業者が逮捕されるという詐欺事件も発生しています。

また、国民生活センター等には、高齢者を中心に、外国為替証拠金取引に関して以下のような相談が寄せられています。

- ・ 取引の内容を理解せず、また、十分な説明を受けないままに取引をしてしまった。
- ・ 電話や来訪で強引に勧誘された。
- リスクの説明はなく、元本割れはしないと言われ契約したが、元本割れした。

- 必ず儲かると言われ取引してしまった。
- 解約を申し出たにもかかわらず解約に応じてくれない。
- 取引を終了したが、精算金がなかなか入金されない。

## 5.事務運営についての報告及び評価

#### (1)事務運営についての報告

証券会社に関する事務ガイドラインの改正

証券会社が外国為替証拠金取引を取り扱う際の投資家保護等の観点に留意して、 平成 15 年 12 月 2 日に、新たに証券会社の外国為替証拠金(保証金)取引にかかる ガイドラインを定めました。

#### 金融商品販売法施行令の改正

外国為替証拠金取引が、様々な業者において広く行われるようになってきたことを踏まえ、顧客保護の観点から、金融商品の販売等に関する法律(以下「金融商品販売法」という。)施行令を改正し、外国為替証拠金取引を取り扱うすべての業者をこの法律の対象とすることとしました(16年4月1日施行)。

#### 金融審議会における検討

金融審議会金融分科会第一部会においては、16年4月以降、外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について検討を続けた結果、本年6月23日に報告が取りまとめられました。

同報告においては、外国為替証拠金取引について以下のような措置を講ずるべき であるとされています。

- ・ 先物取引と同様の性質を有するデリバティブ取引であると整理し、金融先物 取引法を改正することにより、その対象とすること
- ・ 取引業者に対して監督官庁への登録を義務付けること
- ・ 取引を希望しない者への勧誘(いわゆる不招請の勧誘)を禁止すること
- ・ 業者に対し、商品性を踏まえた説明義務や財務規制を課すこと

#### 外国為替証拠金取引にかかる注意喚起

外国為替証拠金取引については、顧客保護の観点から上記のような対応をしてきたところですが、15 年 12 月から金融庁のホームページを活用し、当該取引にかかる投資家等への注意喚起を行いました。 1

<sup>1</sup> http://www.fsa.go.jp/others/iwagai.html

#### (2)評価

前述(1)のとおり、平成15事務年度においては、外国為替証拠金取引をめぐる現下の諸問題への適切な対応について検討を行い、関係する事務ガイドラインや関係政令の改正を実施しています。

また、「外国為替証拠金取引の規制のあり方」については、16 年4月以降、金融審議会金融分科会第一部会を4回開催し、同年6月に報告書が取りまとめられました。 以後金融庁では、この報告を踏まえ、外国為替証拠金取引を規制する法案の提出に向けた準備を進めています。

金融庁ホームページ上の「いわゆる外国為替証拠金取引について」には、15 年 12 月のから 16 年 6 月までの間に約 3 万 4 千件のアクセスがなされており、投資家等に対する情報提供に効果があったものと考えます。

### 6.今後の課題

「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方」については、金融審議会第一部会において報告をまとめていただいたところであり、この報告を踏まえ、外国為替証拠金取引を規制する法案の提出に向けた準備を進めているところです。

法案成立後は、法案の円滑な実施に向けた政令、内閣府令の改正等の作業を速やかに 行うとともに、外国為替証拠金取引業者に対する検査・監督体制の整備に向けて、平成 17年度の予算・機構定員要求を行う必要があります。

### 7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。(金融審議会における報告を踏まえ、外国為替証拠金取引を規制する法案を提出する必要があります。)

### 8.学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

### 9.注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

#### 〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融庁ホームページへのアクセス件数などを参考としつつ、把握に努

めました。

### 〔使用資料等〕

- ・金融庁ホームページの「いわゆる外国為替証拠金取引について」への接続件数
- ・金融審議会金融分科会第一部会の開催実績
- ・関係法令等の整備状況

# 10.担当部局

総務企画局企画課、市場課、政策課、監督局(銀行第1課、証券課) 証券取引等監視 委員会